

# 保健だより ～新型コロナ5類感染症への移行について～

R5.5.29

新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで、感染症法上の5類感染症へ移行となり、学校保健安全法施行規則において、第1種感染症から、第2種感染症に位置づけられました。出席停止基準は、以下のように定められています。

	病名	出席停止基準
第1種	*1	治癒するまで
第2種 空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等の学校での流行を広げる可能性があるもの	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	*2	



\*1(第1種)・・・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

\*2(第3種)・・・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止について

◎新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、出席停止措置がとられます。出席停止基準は上記の表のとおりです。

◎新型コロナウイルスのワクチンを接種した日は、出席停止扱いとなります。ただし、翌日以降の副反応による欠席は、出席停止扱いにはなりません。出席停止措置願は、学校ホームページからダウンロードできます。

